

## 台風21号で災害にあわれた方への支援制度

### 見舞金・貸付

#### ■高島市り災見舞金

災害により居住する家屋に全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けたと認められた場合、その世帯に対し、次の見舞金が交付されません。

○全壊・・・・・・・・・・10万円

○大規模半壊・・・・・・・・5万円

○半壊・・・・・・・・・・3万円

※物置、倉庫、事務所等は含まない。

【窓口】社会福祉課 ☎ (25) 8120

#### ■母子寡婦福祉資金の償還の特例

事業開始資金、事業継続資金または住宅貸付を受けている方が、災害により住家の焼失、流失、倒壊または床上浸水した場合、資金の償還にかかる据え置き期間の延長や償還の猶予を行います。

【窓口】子ども家庭相談課 ☎ (25) 8517

#### ■宅地防災工事資金融資制度

地方公共団体から宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告または改善命令を受けた場合、擁壁や排水施設の工事等に対して住宅支援機構から低利の融資を受けることができます。

【窓口】都市計画課 ☎ (22) 0904

### 税金等の減免

#### ■固定資産税の減免

災害により被害を受けた土地、家屋、償却資産の固定資産税の減免が受けられる場合があります。

【窓口】税務課 ☎ (25) 8116

#### ■個人住民税の減免

被災された方が個人住民税の納付が著しく困難な場合減免が受けられる場合があります。

【窓口】税務課 ☎ (25) 8116

#### ■後期高齢者医療制度保険料の徴収猶予・減免

災害により住宅等に被害を受けた場合、被害の程度等に応じて保険料の徴収猶予・減免を受けられる場合があります。

【窓口】保険年金課 ☎ (25) 8137

#### ■介護保険料の徴収猶予・減免

介護保険第1号被保険者等が、災害により住宅等に著しい被害（半壊以上）を受けた場合、保険料の徴収猶予・減免を受けられる場合があります。

【窓口】長寿介護課 ☎ (25) 8029

### 子ども

#### ■保育園・幼稚園・認定こども園の入園者にかかる保育料の徴収猶予および減免

災害により著しい損害を受けたと認められる場合、徴収の猶予または減免を受けることができる場合があります。

【窓口】子ども家庭相談課 ☎ (25) 8517

#### ■保育の特例措置

災害に遭い、保護者のいずれもが災害復旧に当たっており、家庭において保育が困難であると認められる場合、就学前児童を保育園に受け入れます。

【窓口】子育て支援課 ☎ (25) 8136

#### ■学童保育所保育料の減免

通所する児童の居住家屋が著しい損害を受けた場合、災害のあった日の翌月から12カ月を限度に保育料を減免します。

○全壊等の場合・・・・・・・・全額減免

○半壊等の場合・・・・・・・・1/2減免

【窓口】子育て支援課 ☎ (25) 8136

#### ■学童保育所通所の特例

災害に遭い、保護者のいずれもが災害復旧に当たっており、家庭において保育が困難であると認められる場合、小学生児童を学童保育所に受け入れます。

【窓口】子育て支援課 ☎ (25) 8136

## ■児童手当・特例給付認定請求の延長

支給要件があるにもかかわらず、災害により認定請求ができなかったと認められる場合、認定請求することが可能となった日から15日以内に請求すれば、翌月から手当を支給します。

【窓口】子育て支援課 ☎ (25) 8136

## ■児童扶養手当の特別措置

被災者が児童扶養手当を受給されている場合において、前年所得の所得制限により手当の減額または支給停止されている方について、災害により所有する財産の1/2以上の損害を被った時、一時的に所得制限を適用しないこととします。

【窓口】子ども家庭相談課 ☎ (25) 8136

## ■特別児童扶養手当の特別措置

被災者が特別児童扶養手当を受給されている場合、被災した月から翌年の7月までの手当てについては、所得制限を適用しないこととします。

【窓口】子育て支援課 ☎ (25) 8136

## 高齢者

### ■介護保険利用者負担額の減免

要介護者等が、災害により住宅や家財等に著しい損害（半壊以上）を受けたと認められた場合、介護保険給付の利用者負担額の減免を受けられる場合があります。

【窓口】長寿介護課 ☎ (25) 8029

### ■高齢者予防接種費用の減免

被災者で、インフルエンザまたは肺炎球菌の高齢者予防接種の対象となる方は、事前申請により医療機関で負担する予防接種費用を減免します。

【窓口】健康推進課 ☎ (25) 8078

## 障がい者（児）

### ■特別障害者手当・障害児福祉手当等の特別措置

被災者に対する特別障害者・障害児福祉・経過的福祉の各手当について、所得制限の特例措置を講じ、手当支給停止者に損害を受けた月から翌年の7月まで手当を支給します。

【窓口】障がい福祉課 ☎ (25) 8516

### ■障害福祉サービスにかかる利用者負担額の減免

障害福祉サービス受給者またはその属する世帯の主たる生計維持者が、災害により住宅や家財等に著しい損害を受けたと認められる場合、障がい福祉サービス利用者負担額10%のうち7%を免除します。

【窓口】障がい福祉課 ☎ (25) 8516

### ■訪問入浴サービス事業等の利用者負担額の減免

訪問入浴サービス事業等の受給者またはその属する世帯の主たる生計維持者が、災害により住宅や家財等に著しい損害を受けたと認められる場合、障がい福祉サービス利用者負担額5%のうち2%を免除します。

【窓口】障がい福祉課 ☎ (25) 8516

## 上下水道

### ■上下水道使用料の減免

浸水被害を受けられた上下水道使用者を対象に一定期間の使用水量について、昨年と同月使用水量と比較して超過した水量に対する使用料を免除します。

【窓口】上下水道課 ☎ (22) 9011

## 相談窓口

### ■相談窓口の設置

隣地や空き家の倒木など民間の苦情や住宅修繕業者との契約を巡るトラブルなど、台風21号被害に関する困りごとや苦情にかかる相談をお受けします。

【窓口】生活相談課 ☎ (25) 8125